

官庁営繕事業に係る電子納品要領等の改定について

1 今回改定する電子納品関係基準（建築分野）4 基準

- (1) 営繕工事電子納品要領 平成 30 年版(現行：平成 24 年版)
- (2) 建築設計業務等電子納品要領 平成 30 年版(現行：平成 24 年版)
- (3) 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】平成 30 年版(現行：平成 24 年版)
- (4) 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】平成 30 年版(現行：平成 24 年版)

2 改定内容

(1) i-Construction 実施のための環境整備

- ・ BIM モデル等の電子納品への対応のため、電子納品フォルダ構成に「ICON」フォルダを新設
建築分野への i-Construction の対象拡大に伴い、関連するデータを格納するための「ICON」フォルダを従来の電子納品フォルダ構成に新たに追加し、i-Construction 実施のための電子納品の環境を整備。平成 30 年度以降の BIM (Building Information Modeling) モデル等の電子納品に新たに対応。

(2) 受注者の作業の軽減、利便性の向上

① 電子成果品のファイル名・電子媒体の制限緩和（4 文字拡張子対応、BD-R 納品対応）

- ・ これまで 3 文字に制限されていたファイル拡張子について制限を緩和し、事業者が使用するソフトウェアが付与する xlsx, docx 等の 4 文字以上の拡張子を持つファイルの電子納品に対応することで、これまで受注者の負担となっていたファイル形式の変換作業を軽減。
- ・ 従来の CD-R、DVD-R による電子納品に加え、ブルーレイディスク（BD-R）の利用を可能としたことで、BIM モデル等の大容量データを含む場合でも複数枚の電子媒体に分けずに電子納品可能となり、受注者の手間を軽減。

② 他の技術基準に分散表記されていた電子納品関連部分を集約し、受注者の利便性を向上

- ・ 「建築工事設計図書作成基準」及び「建築設備工事設計図書作成基準」に分散して表記されていた電子成果品のファイルの命名規則に係る記述を「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】」に集約し、受注者の利便性を向上

③ 関連する「電子成果品作成支援・検査システム」（プログラム）改良により受注者作業を軽減

- ・ 最新 OS（Windows7 以降のすべて）への対応により受注者の OS 環境に幅広く対応
- ・ 改善の要望が多かったエラーチェック結果の印刷機能等の追加
- ・ 電子媒体が複数枚となる場合の一括チェック機能の追加

(3) その他

- ・ 電子媒体格納前の PC でのウイルスチェックの廃止
- ・ 国土地理院ウェブサイトリンク先変更への対応 ほか

以上